

楽しく稼ぐ？ 怪しげな「アルバイト話」には注意しましょう！

～あなたの行動が犯罪被害を生んでいるかもしれません～

「証券会社の取引口座を作るだけでお金が稼げる」、「消費者金融からお金を借りてきたらアルバイト代を払う」・・・こんな「おいしい話」の誘いを受けたことはありませんか。

こうした誘いに乗ってしまうと、お金を稼げるどころか、想定外の費用が請求されたり、犯罪行為に加担してしまったりすることにもなりかねません。

リスクもなく、楽してお金を稼げるようなことはありません。知人や先輩からの紹介であっても、安易に信じるのではなく、お金が支払われる仕組みはどうなっているのか、どのようなリスクがあるのかなどについてよく考え、怪しげな勧誘であれば断りましょう。

相談事例 1

短期のアルバイトを探していたら、知人からアルバイトの仲介業者を紹介された。ネット銀行に口座を開設して、20社以上の証券会社にFX取引口座を開設すれば4万円支払われることになっていた。開設に必要な個人情報を業者に渡してしまったため、どこの証券会社に取引口座が開設されたのかもよくわからず、不安だ。
(27歳 女性 無職)

相談事例 2

サークル活動で知り合った知人から「簡単でいいアルバイトがある。証券会社に登録してFX取引の口座を作るだけ。携帯電話のアプリで運転免許証を読み取るだけで簡単に作れる。それで1万円もらえる」と言われた。お金がもらえるなら、と思って手続きを頼んだところ、後日、20社近くの証券会社から口座開設通知書が届いた。勧誘してきた知人からは「口座開設通知書を預かる」といわれている。どうしたらよいか。
(20歳 男性 大学生)

相談事例 3

サークルの仲間に「学生ローンを借りるアルバイトをしないか」と誘われた。学生ローンからお金を借りてきて知り合いの社長に渡せばその1割を「アルバイト料」として支払う、学生ローンの返済は全てその社長がするので心配はいらない、というものだった。2つの学生ローンから合計50万円を借りて社長に手渡し、5万円を受取ったが、学生ローンの会社から督促状が届き、社長が返済していないことがわかった。社長との連絡方法は携帯電話のみで、現在は連絡がとれない。
(21歳 男性 学生)

消費者へのアドバイス

- ★ 証券口座や銀行口座を売買することは犯罪です。他人に使わせることによって、マネーロンダリングなど犯罪行為に加担することにもなりかねませんので、絶対にやめましょう。
- ★ FX取引の場合には、追加で支払金(証拠金)が発生することがあります。また、口座の管理料や、解約の際に事務手数料が発生することもあります。これらの費用の請求は、口座名義人に行われます。
- ★ 学生ローンの返済義務は、借りた契約者にあります。また、学生ローンを延滞すると、その情報は個人信用情報機関に「事故情報」として記録され、将来クレジットカードなどの契約をする際に支障となることがあります。
- ★ 軽い気持ちで紹介しただけであっても、その友達が被害を受けた場合には、紹介した人が損害賠償を請求されることがあります。
- ★ おかしいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)